

全国市民オンブズマン 仙台大会 2023

分科会 情報公開・個人情報保護学習会 報告

改正個人情報保護法がもたらしたもの

2023年9月24日

弁護士 森田 明

(神奈川県弁護士会)

報告の概要

- I 2021年個人情報保護法改正（←デジタル改革関連法）とは
～個人情報保護条例の「共通ルール」→「画一化」へ
- II 地方自治体の対応
～無視された？ 個人情報保護審議会の答申
- III 国（個人情報保護委員会→「個情委」）の条例制定・運用への関与

I 2021年個人情報保護法改正（←デジタル改革関連法）とは

○趣旨（国の説明）

- ・自治体ごとの個人情報保護条例の規程・運用の相違がデータ流通の支障に
- ・保護水準を満たさない自治体がある、国際水準に合わせる必要

○問題点（日弁連 2021年11月16日「地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書」から）

改正法においても、地方公共団体の条例により定めることができる事項が認められているが、それ以外の多くの事項について、**地方公共団体が個人情報保護条例により独自の施策を実施することに対して、後述のとおり、国の個人情報保護委員会は否定的な解釈を表明している。**

こうした解釈やそれをもたらす改正法の規定は、国に先行して各地方公共団体の創意工夫で制度化が進められた地方公共団体の個人情報保護制度を**画一化するものであって、憲法の定める地方自治の本旨（憲法第92条）に反し、地方公共団体の条例制定権（同第94条）を不当に制限するものである。**また、地方公共団体における**個人情報保護制度全般の後退**を招くことが危惧される。

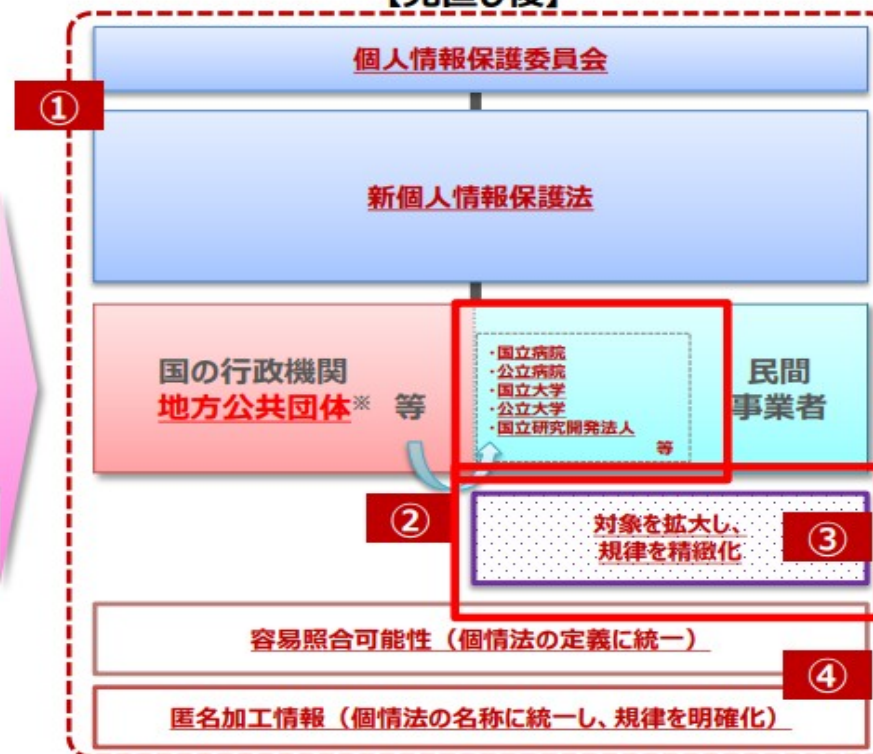
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

個人情報保護委員会資料より

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

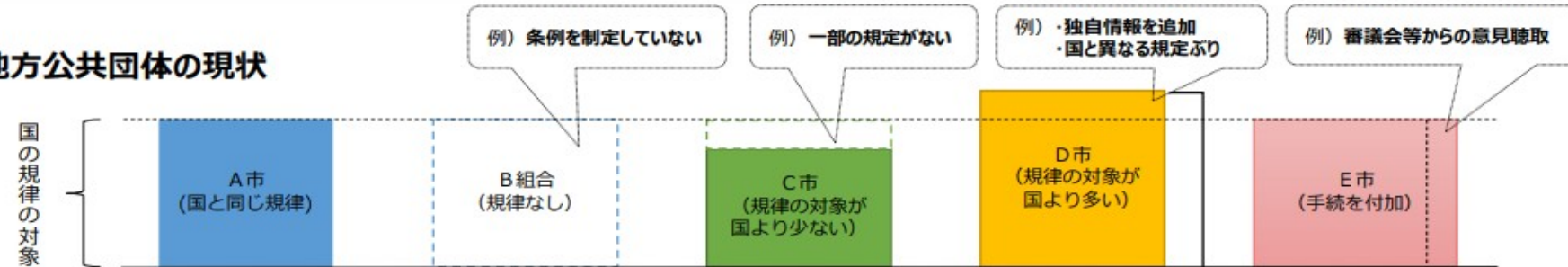
- 例）・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例）・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）①

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- 今回の改正案については、昨年7月及び11・12月の2回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づく政令、規則も含む。以下同じ。

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 （下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所）
① 条例要配慮個人情報	・ 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「条例要配慮個人情報」が新設（法第60条第5項）。 ➢ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。
② 「地域における事務」の考え方	➢ 法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。 ➢ 法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。
③ 死者に関する情報の開示	➢ 死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）②

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
④地方公共団体に置く審議会等への諮問	- 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。 ➢ 「特に必要な場合」につき、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。 ➢ 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。 ➢ 施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。
⑤地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	➢ 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。 ➢ 個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。
⑥条例との関係	➢ 法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項（例：個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条））について説明。 ➢ 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。 ➢ 法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。

※ 地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやQ & Aの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。

II 地方自治体の対応

- ・国の個人情報保護委員会（個情委）の「一元的解释权」という主張

- 地方自治体の解释权を否定

- 実際には法的根拠はないのに、自治体は抵抗できず

- ・地方自治体の個人情報保護審議会

- 条例改正の際には諮問を受け、答申を出してきた

今回の法改正による条例改正についても主体的に審議し、改正個人情報法について個情委が一方的な解釈により統一的な条例改正を進めることに対して、異を唱える審議会も少なくなかった（神奈川県など）

しかし、**審議会の答申が出てもそれを無視した条例改正が進められた**

II 地方自治体の対応

○神奈川県審議会答申から

例えば「要配慮個人情報の取扱制限、本人外収集の制限、電磁的方法による提供の制限」について

ガイドラインなど個人情報保護委員会の見解では、改正法に定めがない以上条例で制限規定を設けることは許されないとする。しかし同審議会は、こうした見解には納得できないとして、**審議会として個人情報保護委員会に照会。それに対する回答は「当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては非常に遺憾である」と考える。**」とする。

しかし、結論としては、これらの制限規定を条例に規定すべきとも考えられる、としつつ、「許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により…必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。」としてこれらの制限規定は置かないこととし、**「県において専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。」**とする。

→これらの制限規定はなくすが、従来これらの規定により審議会に諮問していたようなケースについては、「例外として認めることの是非」ではなく、法の要件に当たる範囲で諮問する。

答申では最後に、「県において、個人情報制度に係る全国共通ルールとなる改正個人情報保護法の規律を尊重することはもちろんではあるが…**これまで行ってきた個人情報保護の水準を不当に下回ることのないよう**」対応していくことを求めている。

○神奈川県審議会の個情委への照会はどう扱われたか

個情委からの回答は委員長名の鑑のついた正式なものだが、公表されている個情委の議事録上それを審議、決定した記録はない →事務方が作ったのかとの疑問

その後別件に関連して情報公開請求したことで、「議題外説明案件」として会議前に説明（承認？）されていたことがわかる

他にも、会議以前に常勤委員、非常勤委員に議案を説明していることが判明
→議事録は作られず、内容は不明 本番のリハーサルか

従来、議事録の内容から、会議で議論がほとんどされていないことが問題と考えられていたが、非公開の「裏会議」で物事を決めてきたのでは、というさらなる疑問が

○情報公開請求により個人情報から開示された文書の一部

【日時・場所】

3月2日（水）14:30～

個人情報保護委員会 委員会室

【議題】

- (1) 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、「放送分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び
「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて
- (2) 令和4年度定期的な報告について

【資料】※今回からメールには添付せず、フォルダに保存した資料をご覧くださいことにしました。
下記フォルダに格納していますので、御確認ください（ctrlキーを押しながらクリックしてください）。
[REDACTED]

（注）議題1については、関係省庁と調整中のため、準備が出来ている資料1～6のみ保存しています。
申し訳ございません。

事前説明のみで用いる資料及び議題外の説明案件の資料は、「【参考】事前説明・議題外資料」に
保存しています。委員会本番では使用しないことについて御留意ください。

< 3/1（火） >

14:00 委員長・常勤委員事前説明@32階大会議室 ※議題外説明案件あり

< 3/2（水） >

13:30 非常勤委員事前説明@34階会議室A ※議題外説明案件あり

14:30 本会開始

□□■

個人情報保護委員会事務局総務課

→ 保存用フォルダ
→ 共有フォルダ
の2つ

II 地方自治体の対応

神奈川県内9自治体の新条例比較

～かながわ市民オンブズマン広報誌への投稿記事の要点

(1) 名称

神奈川県、横須賀市、川崎市、藤沢市、相模原市、葉山町は「個人情報保護法施行条例」としています。形式的なこととはいえ、これではいかにも国の下請け的で自治体の独自性がうかがわれませんが、こちらが多数派になっています。横浜市、逗子市、鎌倉市は従来通り「個人情報保護条例」としています。逗子市では審議会の答申で「施行条例」にはしないように指摘しましたが。神奈川県では答申後、「施行条例」にすることが報告されると審議会で反対意見が相次ぎましたがそれを無視した形になりました。

(2) 目的規定

目的規定については、条例で何も規定しないところ（神奈川県、横浜市、横須賀市、川崎市、藤沢市、相模原市、葉山町）は、法律の目的規定（個人情報の利活用の促進が強調されている）がそのまま適用されることになります。逗子市は「憲法の理念、基本的人権の擁護」、鎌倉市は「個人の尊厳、基本的人権の擁護」を掲げた従来の目的規定を維持しています。

神奈川県内9自治体の新条例比較

(3) 個人情報に関する審議会の役割

改正法では、審議会の役割を「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合」に限定しています。しかも国は、これを厳格に解釈して審議会への諮問を強く制限しようとしています。

これまでの地方自治体の条例では、個人情報に関する審議会を置いて、条例改正などの重要事項のほか、要配慮個人情報の取扱い、本人外収集、目的外利用・提供、オンライン結合について制限規定を設けた上で例外として認めるかどうかについて諮問を受けて答申するという役割を持たせていました。

自治体により諮問範囲は異なりますが、例えば、警察からの捜査関係事項照会、学校と警察の情報連携協定の是非、教育委員会の校務情報システムの導入、学校の健診情報の提供などについて審議しその是非や条件を答申してきました。

神奈川県、横浜市、川崎市、逗子市など数少ない数の答申が、今後も審議会の役割が重要であり、役割を果たせるようにすべきであるとしています。

しかし、**審議会の役割を強調した答申を出している自治体でも、条文自体は他とあまり変わらないものになっています。**

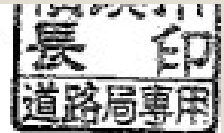
(4) 本人開示請求等

請求から決定までの期限について、**従来の条例では、請求した日から14日あるいは15日以内としていましたが、法律では30日以内**であり、条例で期限を定めなければ法律の期間が適用されてしまいます。横浜市、藤沢市は規定がなく大きく後退してしまいました。他のところはこれまでの期限を維持しています。

法律では、本人開示請求をした上でなければ訂正請求や利用停止請求をすることはできないとされています（**開示請求前置**）が、多くの自治体ではそのような制約はなく、今後も条例で定めれば開示請求前置はなしにできるとされています。横浜市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、葉山町は除外規定を置かず法律により開示請求前置が導入されて利用者の負担が増すことになり、神奈川県、逗子市、川崎市では従来の運用を維持するために除外規定をおいています。

なお、手数料については、各自治体とも従来の考え方（請求手数料は無料、開示にかかる実費を徴収）を維持していますが、横浜市は、電磁的記録の開示実施費用について実質的に大幅値上げを決めてしまいました。**請求権に関しては、横浜市の消極的な姿勢が目立ちます。**

***横浜市は電磁的記録の開示の場合、電磁媒体の費用に加えてページ数に応じたコピー代相当の費用を（実際にはコピーを渡さないのに）取ることに→情報公開制度も同様に改正**



令和5年5月15日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	別紙一覧表のとおり	
2 開示の日時及び場所	日 時	令和5年7月20日 午後 2時 00分
	場 所	横浜市役所3F 市民情報センター
3 開示の実施方法	閲覧	
4 不開示とする部分の概要	別紙一覧表のとおり	
5 不開示とする根拠規定	別紙一覧表のとおり	
6 根拠規定を適用する理由	別紙一覧表のとおり	
7 担 当 課	道路局横浜環状道路調整課 電話 045 (671) 3522	
8 備 考	その他対応可能な開示の実施方法 (1) 開示の実施の日時 ・ 令和5年7月18日 9時30分 ・ 令和5年8月2日 9時30分 (2) 手数料 紙媒体を希望する場合 (A4白黒の場合) 郵送：開示手数料 7,480 円 (写しの交付分 6,570 円、送料 910 円) 来所：開示手数料 6,570 円 電磁的記録を希望する場合 郵送：開示手数料 6,760 円 (写しの交付分 6,570 円、記録媒体費用 70 円、送料 120 円) 来所：開示手数料 6,640 円 (写しの交付分 6,570 円、記録媒体費用 70 円) 電子情報処理組織：開示手数料 6,570 円 ※ 写しの送付の方法による場合、対象文書の準備に7日を要します。	

○横浜市の新しい手数料が適用された例 情報公開条例のケース

電磁的記録を希望する場合、
記録媒体費用 70 円に加えて
コピーを受け取らなくても
写しの交付分 (コピー代相当額) の
6 5 7 0 円がかかる。

II 地方自治体の対応

法改正後の地方自治体の個人情報保護審議会の運用の例

～森田が委員をしているもの、いずれも8月に今年度第1回会議

- ・神奈川県情報公開・個人情報保護審議会 8月14日

議題 個人情報ファイル簿、個人情報事務登録簿の報告

特定個人情報保護評価再実施の報告、特定個人情報保護評価書（附票連携システム）の諮問

住基ネットのセキュリティ対策状況の報告、学校警察情報連携制度の運用状況の報告 など

- ・神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 8月18日

議題 目的外提供（弁護士会照会に対しレセプト情報を提供することにつき審議）

目的外提供（捜査照会への対応の報告）、個人情報ファイル簿公開の報告 など

- ・逗子市個人情報保護運営審議会 8月29日

議題 目的外利用・提供の報告（捜査照会、弁護士会照会、行政機関間など）

個人情報ファイル簿、個人情報事務登録簿の報告、特定個人情報保護評価書の報告 など

Ⅲ 国（個人情報委）の条例制定・運用への関与

○結局、改正法に明記されるか、個人情報委が認める範囲でしか新条例は作られなかった

→どうしてここまで、画一的な条例制定になったのか

○個人情報委の自治体への関与方針を示す資料として、個人情報委の本年3月29日の会議資料3

「地方公共団体における令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた本年度の取組及び
次年度の対応の方向性」がある

→自治体からの出向職員のチームによる「伴走型支援体制」を強調

条例の統一化に向けて、細かいところまで個人情報委が自治体に介入

今後も同様の体制を維持するもよう

○地方自治、条例制定権否定の悪い前例に ～他分野に広がるおそれも

地方公共団体等における令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた対応に係る 令和4年度取組のテーマ（課題）とその対応について

令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）第51条による地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）に係る改正後の個人情報保護法（以下原則として「令和3年改正個人情報保護法」又は単に「改正法」という。）の令和5年4月1日からの着実かつ円滑な施行に向け、令和4年度（本年度）、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）においては、以下の3つのテーマに即し、多岐にわたる対応を重ねてきたところ。

地方公共団体等の改正法施行への対応・準備に関する令和4年度取組の3つのテーマ

- ① 都道府県・市区町村（約1,800団体）をはじめ、従前、その多くが条例等の個人情報保護制度を有していなかった一部事務組合・広域連合（約1,600団体）等も含めた全ての地方公共団体等において、令和5年4月1日より令和3年改正個人情報保護法が適用されることから、その施行に向け、個人情報保護法施行条例（以下、原則として「法施行条例」という。）の整備をはじめとした対応・準備を間違いのない形で適正に進める必要。



政令及び規則の改正はもとより、ガイドライン、事務対応ガイド、Q & A等、様々な形で地方公共団体等向けの参考資料を用意し、具体的かつ丁寧な形で助言等を行うとともに、法施行条例の議会上程時期等についても継続的に調査を行い、改正法の施行に向けた対応・準備の進捗についての的確に把握を行う。

<テーマ①：適正かつ円滑な改正法施行への対応・準備に向けた助言等の実施>

地方公共団体等における令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた対応に係る 令和4年度の取組のテーマ（課題）とその対応について

- ② 個人情報保護制度に対する知見の蓄積の程度や改正法施行への対応・準備における課題は地方公共団体等の間で大きく異なるところ、部分的・一方的な情報提供等に留まらず、個人情報保護制度の基本から法解釈、法施行条例案の事前確認、安全管理措置、ひいては改正法施行後の保有個人情報の取扱いや利活用の分野に至るまで、地方公共団体等それぞれの状況や関心に寄り添いつつ、幅広いテーマに関する助言等を行っていく必要。



全国5つの地方ブロックごとの担当窓口を構築し、改正法施行への対応・準備に関する団体ごとの相談・照会や法施行条例案の事前確認等に応じる体制を構築するとともに、地方全体の動向やニーズ、時宜等を踏まえ、幅広い情報提供や改正法施行後の制度運用に資するツール等の提供を行う。

<テーマ②：伴走型の支援体制・総合的な対応の展開>

- ③ 従来、地方公共団体等において、各団体固有に存在していた従来の制度及びその運用が変更される、又は個人情報保護制度を有しなかった団体においては制度等を浸透させていく（＝長期的な関係を構築していく）必要がある中、改正法の施行を契機として、委員会と地方公共団体等との緊密なコミュニケーションを図り、相互の関係を構築していく必要。



直接又はオンラインで顔を合わせる形での対話を重視するとともに、きめ細かにコミュニケーションを行うことで、委員会と地方公共団体等との関係の構築を図るとともに、これを通じ、個人情報保護制度に対する関心及び改正法施行への対応・準備に向けた機運を醸成していく。

<テーマ③：委員会と地方公共団体等との関係構築を起点とした対応>

テーマ②（伴走型の支援体制・総合的な対応の展開）への対応

◆ 地方ブロック担当窓口体制の整備と 団体ごとの状況、課題等に対応した助言等

相談・照会への
回答件数
(令和5年2月28日時点)

5,638件

法施行条例案等の
事前確認対応件数
(令和5年2月28日時点)

902件

【令和4年度の具体的な取組】

<前提>

- 地方公共団体等の改正法施行への対応・準備が本格化する令和4年度、委員会に対する全国の団体からの相談・照会が増加することが予想された。
- 加えて、その団体の間で
 - ① 個人情報保護制度に対する知見や情報量の差異
 - ② 法施行条例案の策定作業をはじめとした、改正法施行への対応・準備の進捗の差異
 - ③ 団体ごとの課題・関心（法の基本から、法解釈、法施行条例案の事前確認、安全管理措置、改正法施行後の保有個人情報の取扱い、利活用の分野等…に至るまでの）の差異
 - ④ （団体種別・規模等による）保有個人情報を取り扱う業務の差異 が存在。

<対応>

- 改正法施行への対応・準備に関するそれぞれの地方公共団体等ごとの状況や課題等に寄り添いつつ、幅広いテーマに関する相談・照会に対する助言等を行うため、全国5つの地方ブロック（北海道・東北、関東、中部・近畿、中国・四国、九州・沖縄）ごとに担当窓口を設置。

加えて、地方ブロック担当窓口ごとに、地方公共団体からの出向職員（計11名）を配置し、彼ら自身のバックグラウンド及び職務経験に基づいて各団体からの相談・照会内容について寄り添い、具体的に把握するための体制を整備。

<対応の実績>

- （地方ブロック担当窓口における）

相談・照会への回答件数 **（延べ）5,638件** ※ 令和4年4月1日～令和5年2月28日時点の集計

- （同窓口における）

法施行条例案等の事前確認依頼への対応件数 **（延べ）902件** ※ 令和4年4月1日～令和5年2月28日時点の集計

令和5年度（令和3年改正個人情報保護法施行直後～）の 地方公共団体等に対する対応の方向性について

取組の方向性① 実態を踏まえた運用の更なる検討及び制度の浸透に向けた周知・啓発活動の展開

地方公共団体等における改正法施行への準備段階から、法及び条例の運用へとフェーズが切り替わることを踏まえ、各地方公共団体等における保有個人情報の取扱いやデータを利活用する事業の動向等に関する知見を深め、適正かつ円滑な形でその運用がなされるよう助言等を行っていく。

また、運用の過程にあっては、個人情報保護制度担当課はもとより、事業課、住民等、地方公共団体等内外の様々な主体における制度理解が肝要となることから、（適宜、研修機関や各省庁等とも連携し）新たな法制度及びその運用についての幅広い周知・啓発に努めていく。

【令和5年度における取組予定】

（１）先進的な取組を行う地方公共団体等に対するヒアリング

保有個人情報の取扱いやデータを利活用する事業について先進的な取組を行う地方公共団体等に対してヒアリングを行い、制度の運用面からの助言等の方針に生かしていくほか、今後の制度の在り方に関する議論等につなげていく。

（２）全国の地方公共団体等に対する情報発信

近日公表予定の解説動画や広報用パンフレットのほか、「令和3年改正法の施行に向けた整備事項リスト」等を活用しながら、個人情報保護担当課はもとより、事業課ひいては住民に対する制度理解を促進していく。

また、日々寄せられる地方公共団体等からの法解釈に係る相談や運用に関する照会等の内容や傾向、①の結果等を踏まえ、適時適切に事務対応ガイドやQ & Aの更新や情報提供を行う。

（３）幅広い主体に対する研修及び周知・啓発活動を監視・監督部門と連携しつつ実施

- ・ 地方公共団体の首長等からの意見・要望をいただく機会を設けることを検討するほか、直接的で双方向のコミュニケーションの機会となるオンラインセミナーを地方ブロック単位で全ての都道府県・市区町村を対象として開催する。
- ・ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、市町村アカデミー等の全国的な研修機関及び各地方公共団体等との連携に基づき、団体内の幅広い主体に対して新たな法制度及びその運用に関する研修を行っていく。
- ・ 各事業官庁とも連携しながら、地方公共団体等が担うこととなる、個人情報に関する各分野の事業（応用的な局面）に即応した形での周知・啓発活動についても新たに展開していく。

令和5年度（令和3年改正個人情報保護法施行直後～）の 地方公共団体等に対する対応の方向性について

取組の方向性② 改正法施行後の地方公共団体等における適正な対応の確保

改正法の目的が、データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合（特に、地方公共団体間での個人情報保護条例の規定やその運用が異なっていたこと）の是正という点にあったことを踏まえ、各地方公共団体等において適正な形で法施行条例の整備がなされていること等を早期に把握し、仮に課題を有する団体があれば個別に助言等を行うほか、全国の地方公共団体等に対して、法解釈や運用の面等から適時適切に情報発信を行っていく。

【令和5年度における取組予定】

（１）法施行条例の整備状況に係る調査の実施

令和5年4月1日時点の地方公共団体における法施行条例の整備状況について調査を行い、早期にその状況を把握するとともに、その結果を公表する。

（２）法施行条例等の内容に関する分析及び個別団体へのアプローチ

委員会に対して届出のあった法施行条例等の内容について分析を行い、仮に課題を有する団体があれば個別にアプローチを行い、丁寧かつ粘り強く助言を行うほか、法施行条例等の傾向についても的確に把握し、法解釈や運用の面等において全国の地方公共団体等が共通して留意すべき点に関する助言等の方針について検討する。

○今後に向けて

- ・各地の個人情報保護制度の運用、特に審議会に実質的な変化がどれだけあるか注目し続ける必要
- ・個情委が地方自治体にどのように「助言」（介入？）しているかにも注意を
 - ←そのために、個人情報保護制度を使う（本人開示請求など）、運用について情報公開請求する
- ・個情委自体の組織としての問題点も大きい ～人員不十分、事務局依存、利活用重視など
- ・背景として、国に対してたたかう姿勢のある首長がいなくなったこと

ご清聴ありがとうございました

医療情報についての個人情報開示案件報告

～審査会の答申に従わず、審査請求を棄却した事例（某公立病院）～

2023/09/24 報告者 弁護士 十河 弘

【本案件の概要】

- 1 開示請求者：医療事故にあった患者（70代）のご遺族
- 2 実施機関：東北の某県（公立病院）
- 3 対象文書：同病院における患者に対する診療行為について、医師、看護師及びその他の職員が院内外で調査・検討した結果を記録した一切の資料（例：インシデントレポート、事故調査報告書、HP公表検討資料、監督官庁への報告書等）
- 4 開示請求の目的：医療事故事件（ADR係属）において真実を知るため。
- 5 一部開示決定：①事故報告者の部署配属年数及び職種経験年数、②医療クオリティ審議委員会の議事録の事実経過等の報告内容、②医療安全管理委員会議事録における個別のアクシデント事例に関する発言者及び発言の内容、等は不開示とされた。一部不開示理由：①は個人の正当な利益を害するおそれがある（条例12条3号）、②は事業の性質上今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例12条8号）、③は事故防止対策のための率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある（条例12条7号）。
- 6 審査請求：主に、上記①乃至③を開示要請した（発言者の名前までの開示は求めず）。
- 7 答申：①は12条3号本文には該当するが、ただし書に該当するので開示しなければならない、②は「リスクマネージャー記入欄」は12条8号該当するが、その余は7号にも8号にも該当しないので開示すべき、③は12条7号にも8号にも該当しないので開示すべき。
- 8 上記答申にもかかわらず、実施機関は審査請求を棄却し、再び不開示とした。

【時系列】

- 1 2020年12月7日 患者本人が仙台弁護士会ADRに斡旋申立て
- 2 2021年（令和3年）1月17日 相手方病院へ入院
- 3 2021年2月27日 退院
- 4 2021年2月28日 相手方病院へ再入院（息切れで生活困難）
- 5 2021年6月4日 患者死亡
- 6 2021年9月15日 遺族が相手方病院のカルテを個人情報開示請求
- 7 2021年9月29日 開示延長通知
- 8 2021年10月15日 相手方が個人情報の一部開示決定
- 9 2022年（令和4年）1月12日 一部開示決定に対し、審査請求申立て
- 10 2022年3月10日 相手方が審査請求への弁明書提出
- 11 2022年3月、相手方病院にADR代理人弁護士就任
- 12 2022年3月30日 相手方病院がADRに答弁書提出→論戦始まる
- 13 2022年5月6日 審査請求人が反論書を提出
- 14 2022年10月3日 審査請求人が意見陳述（書面も提出）
- 15 2022年11月24日 ADRより和解案提示
- 16 2022年12月19日、ADRにて和解成立
- 17 2023年4月25日 個人情報保護審査会が答申（一部開示が妥当）
- 18 2023年7月31日 相手方が審査請求棄却（開示の答申を無視、非開示）

【コメント】

本案件は病院の過失（胸部CT画像から肺がんを見落とし）が明白で、病院側もミス را認めて自らHPで公表するなどしていた。

ところが、患者・ご遺族への補償は遅々として進まず、やむを得ずADRに申し立てたが、病院側からカルテの書証提出すらなかった。そのため、やむを得ず、遺族がカルテ及び医療事故原因を内外で調査・検討した結果を記録した一切の資料を

個人情報開示請求した。ところが、事故原因を分析した議事録等の大部分が不開示とされたので、やむを得ず審査請求をした。

審査請求では審査請求人として反論書や意見書を提出した上、遺族自ら口頭で意見陳述を行い、「正々堂々事故調査の内容を開示して欲しい」と訴えた。その結果、審査会は概ね審査請求人の主張を認め、上記のとおり、一部開示すべきと答申した。ところが、実施機関はこれに従わず、審査請求を全て棄却した。棄却の主な理由は、「事故報告書については」「公表しないこと、という前提で、当事者が自主的に報告することになっている。」「事実確認や原因究明、再発防止策の検討等を行う場についても率直な質疑応答や意見交換を行うため、非公開とすることが前提となっている。」「公開することとした場合、当事者が責任追及を恐れて報告意思を萎縮し、また率直な意見交換の意思も減退させ、制度の存立基盤が損なわれてしまうおそれがある。」「医療安全活動に関する情報は」「公表・公開を前提としているものではないことから、対外的には非開示とする方針に変わりはないものである。」としている。結局、これまでの実施機関の主張（審査会で却けられたもの）を繰り返すものであった。このような答申無視の態度は極めて珍しいと思われる。

個人情報保護委員会が行った「令和3年度（令和4年度実施）施行状況調査結果」によれば、「審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決を行ったものは1件あり（法務省）、その理由は審査請求の対象となった開示決定について別途訴訟が提起され、当該訴訟の最高裁判決の内容が答申と異なるものだったことである」とのことである。

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/resarch/detail/#report_r3

よって、本案件は極めて珍しく、問題があると思う。

なお、ご遺族は個人情報開示訴訟までは望まないとのことである。

以上